

規約

第1条(名称)

本教室は、
ジュニア・キッズ フィットネス×ランニング教室(以下、教室という)と称する。

第2条(目的・活動)

本クラブは、
現在、陸上競技・スポーツ(野球・サッカー・バスケ・テニス・ゴルフ etc…)に取組んでいて更にパフォーマンスを向上させたいと考えている方、本格的に何らかのスポーツに取組みたいと考えているお子様を対象に、基礎体力作り、運動パフォーマンス向上に繋がるプログラムを提供していきます。

第3条(活動場所)

東京都世田谷区駒沢公園とする。ただし必要に応じ、近隣の場所で活動する場合があります。

第4条(活動中について)

積極的に活動して、ウォームアップ・クールダウンなどもしっかり行いケガの無いように努めること。
道具の準備や雑用も積極的に手伝うこと。
保護者は、お子様の活動を温かく見守ること。

第5条(会員)

教室会員(以下、会員という)とは、教室が定める目的に賛同し、本会員規約を承諾したうえで入会を申し込み、本教室が入会を認めた方。

会員とは、中学生以下でコーチの指導を受ける者の事をいう。
なお、教室の卒業は小学校6年生までとする。

第6条(入会資格)

本教室の目的・活動に賛同していただけること。
運動制限または禁止の診断を医師から受けてなく健康であること。
本教室の定めた諸規定を遵守する者であること。

第7条(入会手続)

本教室に入会を希望する方は、入会申込書により申込み手続きを行ったうえで

本教室が定める月会費等を納入するものとする。

入会申込み時から記載事項に変更が起きた場合は、速やかに届けるものとする。

未成年者が会員になるので、保護者の同意を得て申し込むものとする。

第 8 条(欠席)

練習を欠席する場合は、開始時刻 1 時間前までに保護者が連絡するものとする。

長期(1ヶ月以上)休みの場合は休会の受付をしますので、半月前までに連絡するものとする。

第 9 条(練習の中止や変更)

天災・事故・場所や講師の都合によりやむを得ず練習が中止・変更になる場合は、練習会の前日までにご連絡させていただきます。

第 10 条(会 費 等)

月会費は会員別に指定された下記の金額を支払うものとする。

・週1回プラン 8,000 円(税抜)／月

・通い放題プラン 10,000 円(税抜)／月

会員は毎月末までに会費を納入するものとする。

納入された会費は返金対応を致しかねますのでご了承ください。

会費とは別に「スポーツ安全保険料」(年1回)を納入するものとする。

第 11 条(退会および除名)

会員が都合により退会する場合は、退会する予定の前月末までに申し出ること。

1ヶ月に満たない場合でも1月分の会費は払うものとする。

会員が、本規約に違反、本教室の名誉を棄損したり、練習場内外、施設近隣及び会員同士での迷惑行為があった場合は除名する。

第 12 条(事故の責任)

会員は、本教室の活動に際して本教室の諸規定および指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して傷害、盗難等の事故が起きても、本教室および指導者に対し、一切の損害賠償を請求できないものとする。

第 13 条(会員の損害賠償責任)

本教室で活動中に自己の責任に帰すべき事由により、他人、及び備品に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

第 14 条(スポーツ安全保険への加入)

会員の方は、スポーツ安全保険に加入すること。本教室は、活動中の傷害について、スポーツ安全保険の対象範囲内のみで対応するものとして、体験での参加や未加入者の活動中の事故については、一切の責任を負いません。

第 15 条(個人情報の取り扱い)

会員は、本教室の入会申込時に個人情報を、本教室の活動(スポーツ安全保険加入依頼、郵便物等の送付、本人確認、会員サービスの向上・充実を図るための資料作成のため等)および、スポーツ安全保険の保険金請求のために保有・利用することに同意するものとする。

第 16 条(禁止事項)

本教室で、保護者による営業行為、勧誘行為、金銭の貸し借り、政治活動、宗教活動署名活動は原則禁止するものとする。

第 17 条(メディア)

主催者は、練習中の撮影、録画、録音を致します。
また、撮影、録画、録音した物を WEB や SNS などに掲載しますのでご了承下さい。
保護者の方、もしくはお子さまを連れて来られた方が、練習中の撮影、録画、録音をすることは禁止します。また、許可をした撮影、録画、録音した物を WEB サイト、SNS に掲載する場合は主催者に必ず相談してください。

第 18 条(規約の改正)

当教室は、教室生及び保護者の事前の了承を得ることなく本規約を改正することができ、教室生は予めこれに同意するものとします。規約を改正した場合には、教室生及び保護者に対して掲示または、公式サイト上での告知などにより通知する。

記載のない事項については、代表・指導者と相談の上、対応致します。